

平成24年度第10回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年8月16日（木）午前9時～午後2時31分
開催場所	本庁 東庁舎4-3会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長
審議事項	<ol style="list-style-type: none">1 北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度の導入について<教育委員会>2 公共下水道次期事業計画について <下水道部>3 伊勢市景観計画の変更について(二見町茶屋地区) <都市整備部>4 伊勢市土地開発公社のあり方について <都市整備部>5 浄化槽設置整備事業補助金の改正について <環境生活部>6 伊勢市地球温暖化防止実行計画(案)について <環境生活部>7 宇治浦田お休み処の改修について <産業観光部>8 伊勢市駅舎周辺用地の活用について <産業観光部>9 伊勢市における市民プールの考え方について <産業観光部>

1 北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度の導入について <教育委員会>

概要

北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度新規導入について、審議を行った。

<主な内容>

- (1) 開始時期 平成25年4月1日
- (2) 指定期間 5年間（平成25～29年度）
※『伊勢市指定管理者制度導入指針』に基づく
- (3) 管理形態 1つの施設に対して、1つの指定管理者を採用する
- (4) 選定方法 特命（村松町会）
- (5) 運営内容 ①利用時間②休館日③使用料金については、現行どおり

結論

提案どおりの内容で、進めることと決定した。

主な意見・補足等

・指定管理料の考え方は？

⇒利用料金制とすることから、指定管理料については、光熱水費等の実費のみ

を対象とし、人件費については算定しない。

- ・平成23年度の使用料収入は？

⇒0円である。利用状況としては、年間243日、約5500人が利用しているが、利用団体が、地元スポーツ団体ばかりであることから、収入が発生しない。

(整備時からの経緯により、運用上、地元団体が利用する際は、使用料が発生しない)

- ・減免等については、条例に基づくものであることから、収入のあり方を整理する必要がある。

資料 付議事項書

2 公共下水道次期事業計画について <下水道部>

概要

公共下水道次期事業計画の策定について、審議を行なった。

<主な内容>

(1) 実施時期

第4期事業は平成26年度に測量設計を開始し、平成27年度から事業区域の工事着手が可能な体制を整える必要があることから、事業計画の決定目標を平成25年度末とする。計画立案作業については、今年度中に終了させる。

(2) 全体計画の見直し

見直し期時期は、平成25年度以降とする。

(3) 事業計画区域設定の方針

①第1ステップ（早期整備の必要性の確認）

農地・山地等で整備の必要性が低い地域を対象外とする。

②第2ステップ（検討区域の設定）

現在整備中の区域に隣接する地域及び「伊勢市都市マスタープラン全体構想」の土地利用方針で定める市街地ゾーンに該当する地域を検討区域とする。

③第3ステップ（検討区域を評価）

検討区域を定量化した指標により順位付けを行い、上位区域を選定する。

④第4ステップ（第3ステップで選定された区域の絞込み）

地形・地物・町丁界・自治会などのコミュニティ単位等により更なる絞込みを行なう。

(4) 財政収支計画のシミュレーション

効率的な汚水処理を進めることを前提として、財政収支計画シミュレーションを行なって、選定の判断資料とする。

第4期整備計画（素案）：整備計画面積237ha

【参考：第3期整備計画面積：315ha】

結論

提案どおりの内容で、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・素案について、国からの交付金の厳しい状況を勘案すると、妥当かどうか？
⇒財政シミュレーションからも、国の財源の交付状況からも、素案が適当であ

ると考える。

- ・ 一般会計からの繰出金については、対応できるのか？
⇒年度ごとの状況をみながら、慎重に対応したい。
- ・ 人員（職員）の配置設定については？
⇒素案の場合1人を減じることが可能である。
- ・ 財政シミュレーションを行う際、平成27年度以降における受益者負担金の考え方は反映されているのか？
⇒合併調整事項である受益者負担金の統一については、別で考える必要がある。
受益者負担金の調整を行なっても、財政計画には、大きく影響しないと考えている。

資料 付議事項書

3 伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）

<都市整備部>

概要

伊勢市景観計画においては、旧二見町の景観施策を引き継ぎ、二見町茶屋地区を重点地区に指定し、特色ある景観の形成を図ってきているが、共通の基準ではきめ細かい運用ができないことから、重点地区の範囲及び景観形成基準について、見直しを行う。その見直しの内容について、審議を行なった。

<主な内容>

（１）重点地区の範囲

現行の重点地区範囲をもとに、二見道の重要性、観光客の動線、組分け等を考慮し、一部整理を行なう。

（２）重点地区の景観形成規準の変更

重点地区を５つの小地区（①旅館地区②店舗地区③住宅地区④茶屋北西地区⑤茶屋南西地区）に分け、それぞれの特性に応じた規準とする。

（３）沿道景観形成地区の追加指定

茶屋交差点から新二見トンネルまでの区間（国道 42 号の一部）を追加指定する。

（４）スケジュール

パブリックコメントを１ヶ月間行なった後、都市計画審議会に諮問し、答申を受け、１月に変更を行なう。周知期間を経て、４月から運用開始。

結論

提案どおりの内容で、進めることと決定した。

主な意見・補足等

・地元合意の熟度はどの程度か？

⇒全戸を対象に地元説明会を開催した。これまでも二見町茶屋地区においては景観形成に取り組んでおり、概ね合意は得られていると考えている。説明会においても、基準に対する意見をいただいているが、さらにパブリックコメントにおいて意見をいただきたいと考えている。

・観光部署との連携は？

⇒情報共有しており、誘客に繋げたいと考えている。

資料

付議事項書

4 伊勢市土地開発公社のあり方について <都市整備部>

概要

土地価格の継続的な下落傾向や公共事業の削減から、『公有地の拡大の推進に関する法律』に基づく土地開発公社の存続については、全国的に議論され、解散を前提とした経営健全化が進んでいる。

伊勢市土地開発公社理事会においては、『平成 29 年度での解散の方向性を探っていく。公社保有地の買戻しの要請は、5年間で再取得をお願いしたい』との要請がある。

これらのことを受け、伊勢市土地開発公社設立団体である伊勢市の判断が必要であることから、審議を行なった。

結論 『平成29年度での解散の方向性を探っていくこと』に関しては了解する。
『再取得すべき土地の活用方針等』に関しては継続協議とする。

主な意見・補足等

- ・土地開発公社がなくても、土地取得特別会計、基金により対応可能である。
- ・判断する上で、大きな課題となるのが、神園工業団地と一之木の公共事業代替用地の再取得である。
- ・再取得方法については、整理が必要である。

資料 付議事項書

5 浄化槽設置整備事業補助金の改正について <環境生活部>

概要

浄化槽設置整備事業補助金の改正方針について、平成 24 年 7 月 23 日に開催された経営戦略会議において、「新築家屋については、現在の市負担分の範囲内で、国（市負担額の 1/2）の補助金と合わせて、補助金を継続して交付する。」と決定された。

再協議事項とされていた「単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する際における配管・撤去費用の一部を上乗せする補助制度」について、審議を行なった。

<主な内容>

現在、浄化槽設置者（専用住宅のみ）に対し、国・県・市が 1/3 ずつの割合で補助金を交付している。（下水道認可区域内は市単独分のみ補助）

県は、県負担分について、新築家屋での設置費用に対する補助金を平成 26 年度から廃止し（平成 25 年度は激変緩和措置としての半減）、単独槽・汲み取りからの合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする方針を出した。また、県は、単独槽・汲み取りから合併浄化槽への転換を促進するため、従来の補助金に加えて、配管・撤去費用の一部を上乗せする補助制度を創設する方針である。

結論

単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する際には、設置費用に配管・撤去費用を上乗せして、補助することと決定した。なお、本補助制度は 3 年程度の時限を設け、期間経過後に事業の実施効果の検証を行い、継続するかどうかの判断を行なうことも併せて決定した。

主な意見・補足等

- ・一定期間継続した後、検証を行う必要がある。
- ・国、県が実施する補助金事業には、基本的には追従する方が良い。市が行なわないために、市民が国、県の補助金を享受できなくなる。
- ・配管工事に係る経費については、国の補助対象外であるので、撤去費用に係る経費のみを対象とすればどうか。県補助は、将来的に中止になる可能性は十分にあると考えるべき。
- ・生活排水対策が目的であり、補助金の上乗せについては、インセンティブが働くこととなり、一定の浄化対策の効果が発生すると考える。

資料

付議事項書

6 伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）について<環境生活部>

概要

伊勢市地球温暖化防止実行計画を現在策定中であるが、素案がまとまったことから、パブリックコメントを実施するので、素案の内容（計画の構成・削減取組等）について、審議を行なった。

<主な内容>

（1）目指す将来像

- ①エネルギー地産地消のまち
- ②歩くまち・クリーン自動車のまち
- ③ごみゼロのまち
- ④みどりのまち
- ⑤環境意識の高いまち

（2）主な実施者

- ①市民
- ②事業者
- ③滞在者
- ④行政

（3）温室効果ガス削減目標

平成32年度における伊勢市の温室効果ガス排出量を平成19年度比で30%の削減。

結論

提案どおりの素案の内容で、パブリックコメントを実施することと決定した。

主な意見・補足等

- ・国県の削減目標は、22%程度であると思うが、市の目標として高すぎで、現実的でない。
⇒国や県の取組に上乘せして、市独自に取組む内容が盛り込まれており、厳しい目標設定であることは承知しているが、上乘せする限りは、この数値目標となる。
- ・目標値については、パブリックコメントなどの意見を踏まえて、再度審議会で議論すればどうか。

資料

付議事項書

7 宇治浦田お休み処の改修について <産業観光部>

概要

遷宮を来年に控え、観光客が最も多く訪れる宇治地区に、現在の宇治浦田お休み処を改修し、観光案内所を整備することについて、審議を行なった。

<主な内容>

(1) 改修工事の内容

外壁・内装塗装、天井貼付、案内所設備設置、授乳室設置、パンフレット配布スペース設置、自動ドア化、空調設備設置

(2) 概算必要額

①整備に係るもの

9,431千円【工事費：8,600千円、備品購入費：831千円】

②年間管理運営経費

8,836千円【人件費（2名）4,800千円、光熱費1,200千円、清掃料1,800千円、修繕料・通信運搬費等：1,036千円】

(3) 開所時期

平成25年4月末

結論

改修工事の内容を精査の上、観光案内所を整備することと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 内宮前には、鳥羽市の観光案内所があり、着地型観光商品が好調である。宇治地区での伊勢市の観光案内も必要ではあるが、観光商品については、鳥羽市と競合することになると思われるので、慎重に進める必要がある。
- ・ 遷宮に向け整備するものの、遷宮後の考え方は？
⇒ 遷宮後も継続して運営したい。
- ・ 来年のゴールデンウィークまでに改修が間に合う工期で進めて欲しい。
- ・ ポスト遷宮も見据え、様々な用途に変更して利用できるように設計積算をする必要がある。

資料

付議事項書

8 伊勢市駅舎周辺用地の活用について <産業観光部>

概要

観光客の手荷物預かりや休憩場所などに活用するため、伊勢市駅舎東側用地を市で借用することについて、審議を行なった。

<主な内容>

- ・ 賃借料：年間 340,000 円
- ・ 活用方法については、伊勢市観光協会や伊勢商工会議所等と検討中である。

結論

伊勢市駅舎東側用地を借用し、観光客の手荷物預かりや休憩場所などに活用するための整備を検討していくことと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 観光客からの手荷物預かりのニーズは高い。駅で預かり、宿泊施設へ配送するサービスは有効である。

資料

付議事項書

9 伊勢市における市民プールの考え方について <産業観光部>

概要

平成24年3月議会において、「本市における市民プールの位置付け、考え方が、現段階では明確ではない」との附帯決議がなされた。このことから、庁内に検討会議を設置して「本市における市民プールの位置付け、考え方」について議論し、現時点での市の考え方として中間報告を取りまとめ、その内容について、平成24年8月9日に開催された経営戦略会議に引き続き、再度、審議を行なった。

<主な内容>

1 庁内検討会議について

①目的

市民プールの伊勢市における位置づけ、考え方について、財政面・市民の健康増進・福祉・スポーツ振興など、多方面からその要否も含めて検討する。

②構成員

市民プールのあわせ持つ様々な側面から総合的に検討し、市としての結論を導くため、庁内関係各課長で構成。

2 市民プールの考え方について

①市民プールの定義について

市が設置し、市民の皆様に等しく水泳等の機会を提供するための施設

②経緯について

本市は、公設のプールを設置し、それぞれの目的を持って利用する市民の皆さんに、その機会を提供してきた。設置当時は、民間施設もそれほど整備されておらず、市はプールサービスを提供することにより、利用される皆さんの「健康増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などの需要を満たす一定の役割を果たしてきた。

③今後の進め方について

「健康増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などの機能を、他の施設の利用も含め、どのように継続していくかについて、議会と相談していく。

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・学校プールを開放するのであれば、改修経費を明示することも必要である。
- ・やすらぎ公園プールでないと、得ることができない要素があるのか。

資料

付議事項書